

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、排出事業者がその産業廃棄物の処理を中間処理業者に委託し、中間処理業者が当該廃棄物を中間処理した後、当該中間処理産業廃棄物が指定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第19条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）に指定された場合には、当該指定廃棄物の処理は国が行うこととなる。また、指定廃棄物としての指定を受けていないものの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第8条の28に規定する期間がやむを得ず経過してしまう場合がある。このような場合の、排出事業者が中間処理業者に処分を委託した際に交付した産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）等の取扱いについて下記のとおりとしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 中間処理産業廃棄物の全てが指定基準を超えた場合

1 中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定された場合

(1) 法の適用関係

排出事業者から産業廃棄物の処分を受託した中間処理業者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定された場合には、国が引き取るまでの間保管し、その後、国に引き渡す。指定廃棄物には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が適用されないことから、同法第12条の3第1項の規定に基づく中間処理産業廃棄物に関する管理票の規定も適用されず、指定廃棄物となった当該中間処理産業廃棄物の処分に係る管理票は交付されない。したがって、中間処理業者は、最終処分業者から廃棄物処理法第12条

の3第4項に基づく最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付を受けることはなく、同法第12条の3第5項の規定も適用されない。

排出事業者は、交付した管理票について廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に写しの送付がない場合には、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告することとされているが、そもそも中間処理産業廃棄物に係る管理票が交付されないことから、この規定も適用されない。しかし、このような場合においては、排出事業者は、処分を委託した産業廃棄物が中間処理後に指定廃棄物となり、委託内容どおりの最終処分が行われないことを知ることができないことから、最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付に代えて、中間処理業者が排出事業者に対して中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった旨を伝達する必要がある。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者に対して、指定後速やかに、中間処理産業廃棄物が指定を受けた旨等以下に掲げる事項の別紙様式による報告（以下「指定報告」という。）を行うことが適当である。

- ① 産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ② 指定を受けた年月日及び中間処理産業廃棄物が指定を受けた旨
- ③ 排出事業者が交付した管理票に係る管理票の交付番号及び交付年月日

(3) 排出事業者の採るべき措置

排出事業者は都道府県の求めに応じて、当該中間処理産業廃棄物の状況を都道府県に報告することが適当である。

2 中間処理産業廃棄物が指定基準を超えているが未指定である場合

(1) 法の適用関係

中間処理産業廃棄物が指定基準（廃棄物のセシウム134及びセシウム137（事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）であるセシウム134及びセシウム137をいう。）についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg）を超えているものの、未指定である場合、当該中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定されるまでの間は廃棄物処理法の適用を受ける。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者の求めに応じて、当該中間処理産業廃棄物の状況を事業者に報告する必要がある。

(3) 排出事業者の採るべき措置

排出事業者は、廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。この際、指定に係る手続の進捗状況（放射能濃度の調査中、申請に向けた事前相談中、指定申請中等）を廃棄物処理法施行規則様式第4号の「把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法」の欄に記載すること。

第二 中間処理産業廃棄物のうち一部のみについて指定基準を超えた場合

1 指定基準を超えた部分の廃棄物について指定廃棄物に指定された場合

(1) 法の適用関係

中間処理産業廃棄物のうち、指定廃棄物に指定された部分の廃棄物には廃棄物処理法が適用されず、指定基準を超えていない部分の廃棄物には廃棄物処理法が適用される。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

① 指定廃棄物に指定された部分の中間処理産業廃棄物について

中間処理業者は、排出事業者に対して指定後速やかに指定報告を行うことが適当である。なお、この際第一1(2)②の「中間処理産業廃棄物が指定を受けた旨」については、中間処理産業廃棄物のうち指定されたのは「一部」である旨も明記すること。

② 指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について

廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に最終処分が終了する場合には、廃棄物処理法第12条の3第5項の規定による最終処分終了の旨を記載した管理票の写しを上記①の指定報告とあわせて送付する。一方、廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に最終処分が終了しない場合には、上記①の指定報告を行うとともに、排出事業者の求めに応じて、当該指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物の状況を排出事業者に報告する必要がある。

(3) 排出事業者の採るべき措置

① 指定廃棄物に指定された部分の中間処理産業廃棄物について

排出事業者は、都道府県の求めに応じて、状況を都道府県に報告することが適当である。

② 指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について

廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合には、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。

2 指定基準を超えた部分の廃棄物について未指定である場合

(1) 法の適用関係

指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について、指定廃棄物に指定されるまでの間は、廃棄物処理法の適用を受ける。また、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物には廃棄物処理法が適用される。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者の求めに応じて、指定基準を超えた部分及び指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物の状況を排出事業者に報告する必要がある。なお、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について最終処分が終了している場合であっても、指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物についての指定が完了するまでは、中間処理業者は指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について、廃棄物処理法第12条の3第5項の規定による最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付を行ってはならない。

(3) 排出事業者の採るべき措置

排出事業者は、廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から指定報告及び最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合には、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定に

より、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。この際、指定に係る手続の進捗状況（放射能濃度の調査中、申請に向けた事前相談中、指定申請中等）を廃棄物処理法施行規則様式第4号の「把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法」の欄に記載すること。

第三 中間処理産業廃棄物が指定基準を超えたこと以外の理由（放射性物質汚染対処特措法第23条第2項に規定する特定産業廃棄物の処理が進まない場合等）で最終処分が終了していない場合

1 法の適用関係

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物であっても、特定廃棄物以外には廃棄物処理法が適用されることから、当該中間処理産業廃棄物は、廃棄物処理法の適用を受ける。

2 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者の求めに応じて、当該中間処理産業廃棄物の状況を排出事業者に報告する必要がある。

3 排出事業者の採るべき措置

廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合には、排出事業者は廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。

各場合における管理票等の取扱い

指定基準超過の有無	廃棄物の処理等の状況		採るべき措置
中間処理産業廃棄物の全てが指定基準を超えた	指定廃棄物に指定された		<p>【中間処理業者】 指定報告</p> <p>【排出事業者】 都道府県の求めに応じて、状況を都道府県に報告</p>
	未指定である		<p>【中間処理業者】 排出事業者の求めに応じて、状況を排出事業者に報告</p> <p>【排出事業者】 必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>
中間処理産業廃棄物のうち一部のみが指定基準を超えた	指定基準を超えた部分について指定廃棄物に指定された	指定基準を超えていない部分について期間内に埋立処分が終了	<p>【中間処理業者】 指定報告と最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付をあわせて行う</p> <p>【排出事業者】 指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について都道府県の求めに応じて状況を都道府県に報告</p>
		指定基準を超えていない部分について期間内に埋立処分が終了しない	<p>【中間処理業者】 指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について指定報告を行うとともに、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について排出事業者の求めに応じて、状況を排出事業者に報告</p> <p>【排出事業者】 指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について</p>

		<p>都道府県の求めに応じて状況を都道府県に報告するとともに、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>
	<p>指定基準を超えた部分について未指定である</p>	<p>【中間処理業者】 排出事業者の求めに応じて、指定基準を超えた部分及び指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物の状況について排出事業者へ報告 ※指定基準を超えていない部分について期間内に埋立処分が終了している場合でも、指定基準を超えた部分の廃棄物について指定が完了するまでは最終処分終了の旨を記載した管理票の写しを送付してはならない</p> <p>【排出事業者】 必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>
<p>中間処理産業廃棄物が指定基準を超えたこと以外の理由で最終処分が終了していない</p>		<p>【中間処理業者】 排出事業者の求めに応じて状況を排出事業者へ報告</p> <p>【排出事業者】 必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>

様式（指定報告）

指 定 報 告 書

平成 年 月 日

（排出事業者名） 様

報告者 住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染
第17条第1項
への対処に関する特別措置法第18条第3項の規定に基づき、指定廃棄物に指定されたため、次のとおり報告します。

指 定 年 月 日 平成 年 月 日

処分を受託した産業廃棄物
に係る中間処理産業廃棄物
の全部又は一部が指定廃棄
物に指定された旨

- 処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物の全部が指定廃棄物に指定された
- 処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物の一部が指定廃棄物に指定された

管 理 票

交 付 番 号

交 付 年 月 日

平成 年 月 日

備考 「管理票」欄は、排出事業者が交付した産業廃棄物管理票に係る情報を記載すること。

（日本工業規格A列4番）